## 新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局公示令達規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局公示令達規程の一部を改正する規程

新潟県病院局公示令達規程(昭和30年新潟県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(書式及び用例)	(書式及び用例)
第3条 第1条の公示令達中、管理規程及び告示の	第3条 第1条の公示令達中、管理規程及び告示の
書式及び用例は、新潟県行政文書管理規程(令和	書式及び用例は、新潟県文書規程(昭和60年3月
2年3月新潟県訓令第5号)第71条中告示の例に	新潟県訓令第 <u>2号)第67条</u> 中告示の例により、そ
より、その他の令達の書式及び用例は、同条中そ	の他の令達の書式及び用例は、同条中それぞれ当
れぞれ当該令達の例による。	該令達の例による。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。